



LPガスが消費者から選択されるエネルギーとなるために
『改正液石法省令等の施行及び
取引適正化ガイドラインの策定について』
液石法：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

LPガスは、家庭用燃料として利用されるなど生活を支える重要なエネルギーであり、災害時には被災地を支える「最後の砦」となる重要な役割を担っています。消費者から様々な場において、LPガス料金の不透明性や取引方法に対する問題が指摘されており、今後ともLPガスが消費者から選択されるエネルギーとなるためには、これらの問題に真摯に対応することが必要不可欠です。

このため、LPガス料金の透明化に向けた対応として、液石法省令、運用・解釈通達を改正するとともに、取引適正化ガイドラインを策定しました。

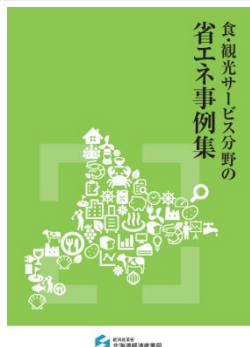
- 改正液石法省令、改正運用・解釈通達：平成29年2月22日公布、6月1日施行
- 取引適正化ガイドライン：平成29年2月22日公表・施行

- 「改正液石法省令等」のポイント
- ① 価格の算定根拠を液石法第14条に定める書面に記載すること。
 - ② 料金の請求の際に算定根拠を消費者に通知すること。
- 「取引適正化ガイドライン」のポイント
- ① 標準的な料金メニューをHP、店頭などに掲示すること。
 - ② 液石法第14条に定める書面の交付の際に消費者に説明をすること。
 - ③ 料金を変更する際に一般消費者に事前連絡をすること。
 - ④ 受付窓口を設置する等、苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理すること。

説明会資料は、以下からダウンロードできます。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/notice/170130/handout/
〈担当：資源・燃料課〉

「食・観光サービス分野の省エネ事例集」
を作成しました

経済産業省北海道経済産業局では「食」、「観光サービス」分野に絞り、「省エネバリアとその克服方法」に着目した、「食・観光サービス分野の省エネ事例集」を作成しました。
「省エネに関して専門的な知識が不足していたが、省エネ機器メーカーを巻き込んで省エネに成功した事例」など身近に感じる悩みとその克服方法をまとめています。



入手方法
本事例集は、以下からダウンロードできます。
<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20170303/index.htm>
なお、冊子を希望の方は、下記の経済産業省北海道経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課にて無料で配布します。
郵送を希望の場合は、FAX又はE-mailにて、郵便番号、住所、企業等名、氏名（宛先）、電話番号、必要部数を明記の上、下記の問い合わせ先までご連絡ください。
※ご提供いただいた情報は、本冊子送付の目的以外には一切使用いたしません。

【お問い合わせ先】
経済産業省北海道経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
電話：011-709-2311(内線2635～2636)
FAX：011-726-7474
E-mail：hokkaido-energy@meti.go.jp
〈担当：エネルギー対策課〉

4月からガス小売の全面自由化がスタートします。そこで、今回の自由化のポイントについて、連載でお知らせします。

Q. ガス小売事業者を見極めるポイントは何でしょうか。
 まず、ガス小売事業者が、ガス事業法に基づき登録されている事業者かどうかを確認してください。登録を受けた事業者は、資源エネルギー庁のホームページにおいて公表しています。また、平成29年3月までに、一般ガス事業、簡易ガス事業の許可を受けている事業者につきましては、登録を受けたものとみなされます。ただし、自ら登録を受けていなくても、登録を受けたガス小売事業者の代理・媒介・取次ぎ業者として勧誘を行うこともありますので、当該事業者にご確認いただくとともに、場合によってはガス小売事業者にも当該事業者が実際に代理・媒介・取次ぎ業者であるかを確認することをお勧めします。

さらに、ガス小売事業者には、料金を含む供給条件の書面による説明義務がガス事業法上、課されていますので、その内容を確認してください。最後に、料金のみではなく、保安に対する取組や、契約期間、契約解除などの諸条件をよく確認して、納得して契約をしていただくことが重要です。

<資源エネルギー庁HP 登録小売ガス事業者一覧>
http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/liberalization/entry/#lst

- <注意すべきポイント>
- ✓ ガス小売事業者の社名や連絡先
 - ✓ 代理、媒介、取次ぎの場合、当該代理・媒介・取次ぎ業者の事業者名や連絡先
 - ✓ いつからガスを供給するのか?
 - ✓ 契約期間はいつからいつまでか?
 - ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか?
 - ✓ 毎月のガス料金はいくらか? どうやって算定するのか?
 - ✓ 通常の手続きに加え必要な工事などがある場合、消費者が負担する費用について
 - ✓ ガス料金の割引がある場合、それはいくらか? 割引の対象期間はいつまでか?
 - ✓ 契約期間内に解約する場合の制約はあるのか? 解約手数料などは発生しないのか?
 - ✓ ガス小売事業者や消費者などが果たすべき保安上の責任はどういったものがあるのか? など

『北海道環境企業データBOOK2017』を発売!
 ~環境ビジネスに取り組み企業501社(767事業所)を紹介~

経済産業省北海道経済産業局では、道内環境関連企業の情報を取りまとめた冊子『北海道環境企業データBOOK2017』を発売します(3月末を予定)。

- 【本冊子の特徴】**
- 道内501社の基礎データを収録!
 - 10社の特色ある取組事例を紹介!
 - 環境ビジネス分類別&道内圏域別の検索が可能!

パソコンやスマートフォンから簡単に企業情報を検索できるウェブサイトも同時に開設します

郵送を希望される方は、FAX又はE-mailにて、「郵便番号、住所、企業名、氏名(宛先)、電話番号」を明記の上、下記の申込先までお送りください(無料)。
 経済産業省北海道経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課 FAX: 011-726-7474
 E-mail: hokkaido-kankyorecycle@meti.go.jp
 ※ご提供いただいた情報は本冊子送付の目的以外には一切使用いたしません。<担当: 環境・リサイクル課>



「実践! おうちで省エネ スマホアプリ」のご紹介

経済産業省北海道経済産業局では、ご家庭で簡単に取り組める省エネ術や節約効果(金額、CO₂排出量)が具体的に分かる機能等を盛り込んだスマホアプリを無料配信しています。毎月の光熱費を記録することによりグラフで推移が確認できる機能や、ゲーム感覚で省エネについて学ぶことができる機能などを搭載しております。是非ご活用頂き、ご家庭の省エネ・節電の取組にお役立てください。

※本アプリは、Google Play及びApp Storeから、無料でダウンロードできます。「おうちで省エネ」と検索してください。

<担当: 総合エネルギー広報室>

